

**認証サービスのための
プロフェッショナルサービス契約
基本条件**

107-0051 東京都港区赤坂 1-11-44 赤坂インターシティに住所を有する株式会社シマンテックまたはその関連会社(以下で定義)(以下、「シマンテック」)は、見積／注文フォームまたは本契約に基づき本基本条件を参照している証書(以下、「サービス注文書」)で特定されたサービス(以下、「サービス」)を当該サービス注文書に記載されたお客様(以下、「お客様」)に提供することに合意します。お客様が本基本条件に合意されない場合は、シマンテックはお客様に対してサービスを提供致しかねます。シマンテック提供のサービスの受領、アクセス、および／または使用により、お客様は、シマンテックがサービスを本基本条件に基づきお客様に対して提供することに對しての同意を示したことになります。

1. サービス、基本条件 シマンテックは、サービス注文書で特定されたサービスを本基本条件に基づいて提供することに合意します。さらに、一定のサービスは、サービスの一部として、シマンテックが別途提供するソフトウェア、ハードウェアおよび関連資料(以下、「サービス構成要素」)を必要とする場合があります。サービス注文書との間に矛盾が生じた場合、当該サービス注文書に別段に規定される場合を除き、本基本条件が優先します。ただし、サービス注文書は、ほかのサービス注文書には影響を及ぼさない、注文された適用サービスに特定される条件を含むことができます。本基本条件にて別段定義されていない用語は、サービス注文書に記載された意味を有するものとします。本基本条件において「本契約」とは、総称して本基本条件およびサービス注文書を意味するものとします。

2. 有効期間、解約「有効期間」とは、サービス注文書に記載されたサービスに適用される有効期間(初回セットアップ期間を含む場合があります)をいい、当該サービス注文書に詳述される自動更新が適用される場合があります。本契約は、次の場合、いずれかの当事者により、随時解約することができます。すなわち、(a)他方当事者が本契約の重要な条項に違反し、かかる違反が、書面による通知後 30 日間是正されなかったときは、書面による通知をもって、また、(b)他方当事者が、支払不能、管財人の設置、清算、または負債の結果として生じる債権者の利益のためのこれに類する措置に関連して、破産その他の強制手続きにおける自発的もしくは非自発的な申立ての対象となった場合、またはそのほか他方当事者が業務を停止するか停止する恐れがある場合は即座に、解約することができます。サービス注文書に記載の解約条件および/または支払い規定に従うことを条件として、本契約の解約の際、シマンテックは解約の発効日までに履行したすべての作業に対する支払い(料金および費用を含みます)を受ける権利を有します。

3. 保証 シマンテックは、良好かつ専門的な方法で、かつ、一般的に認められた業界基準に則して、サービス注文書に記述されたサービスを提供します。本項に明記される保証は排他的であり、サービスに関連するその他すべての明示的または黙示的な保証または救済(商品性、特定目的適合性、知的財産権の非侵害についての保証を含みますが、これに限定されません)に代わるものです。

4. 料金、支払い、租税 (a)お客様は、(i)シマンテックに対して、サービス注文書に明記されたサービスに対する料金、または(ii)お客様が指名したシマンテック認定再販売業者に対して、お客様と当該再販売業者が別途合意した料金(以下、「料金」)を支払うものとします。サービスの更新に関する料金は、サービス注文書に従って増額される場合があります。お客様は請求された金額を請求書の日付から 30 日以内(以下、「期日」)にシマンテックに支払うものとします。請求金額が期日までに支払われなかった場合、シマンテックは、ほかの救済手段に影響を与えることなく、(A)かかる未払いの金額に対して 1 カ月あたり 1% あるいは適用される法律で認められる最高利率のいずれか低い方の利率で、期日から全額が支払われるまで日単位で利子を課す権利、および/または(B)事前通知の 5 日後から全額が支払われ

るまでサービスの提供を一時停止する権利を有するものとします。サービスに対して支払ったか支払うべき料金はすべて、取消しや返金ができません。

(b)お客様は、本契約に基づいて提供されるサービスその他の品目に関するあらゆる租税、関税、輸入手数料その他これに類する課金、ならびに政府機関が課するその他すべての強制的支払いを負担する責任を負いますが、シマンテックの純利益に対して課される租税および源泉徴収税を除きます(以下に明記する源泉徴収税の納税領収書を提出することを条件とします)。シマンテックは、お客様への請求書において、適用される租税を個別の項目として請求し、租税を料金に含むことはしません。取引が非課税扱いである場合、お客様は、有効な非課税証明書、またはかかる免税の証拠でシマンテックが容認可能な形式のものをシマンテックに提供するものとします。お客様が何らかの租税を支払金額から源泉徴収することが法により義務付けられている場合、お客様は、本契約に基づく取引に関連する、お客様による納税に対するすべての領収書その他の納税証明の原本または認証済みの写しをシマンテックに提供するものとします。該当する場合にお客様がかかる納税領収書をシマンテックに提供しない場合、お客様はこれに起因するあらゆる罰金、租税および政府機関によるその他の課徴金をシマンテックに払い戻すものとします。

5. 秘密保持義務「秘密情報」とは、両当事者間で交換される非公開の情報であって、(a)開示当事者(「開示者」)による開示の時点で秘密であると特定された情報、または(b)分別のある者に対して、その情報が当該情報の受領当事者(「受領者」)により秘密として取り扱われるべきであることを示唆する状況で開示された情報をいいます。受領者は、他方当事者から受領した秘密情報を、本契約で企図された活動を遂行するためにのみ使用できます。適用される秘密情報の開示日から 5 年間、受領者は秘密情報をいかなる第三者にも開示しないものとし、無許可の使用、流布または公開を防止するために、受領者自身の同様の秘密情報を保護するために払うのと同程度の注意(ただし、合理的な程度を下回らないこと)を払って、秘密情報を保護するものとします。受領者は、本契約の目的を達成するために知る必要があり、少なくとも本契約と同程度に開示者の権利を保護する秘密保持契約を締結した、自身の関連会社、代理人および独立請負人に対しては、秘密情報を開示することができます。本契約において「関連会社」とは、直接または間接的に、いずれかの当事者を支配するか、いずれかの当事者に支配されるか、いずれかの当事者の共通の支配下にある、現在または将来の事業体をいいます。「支配」とは、議決権のある株式持分の保有によるか、契約その他によるかを問わず、事業体の経営および方針を指図するか、指図させる権限をいいます。本項は、次に該当する秘密情報については、受領者にいかなる義務も負わせるものではありません。すなわち、(a)公知であるか、受領者の責によらずに公知となった情報、(b)開示者から受領する前に受領者が保持しており秘密保持義務の対象でない情報、(c)受領者が秘密保持義務を負わずに正当に受領した情報、(d)開示者が、秘密保持義務を課すことなく一般的に第三者に開示している情報、または(e)秘密情報を使用することなく、受領者が独自に開発した情報。受領者は、法または裁判所命令が要求する開示者の秘密情報を

開示することができますが、ただし、(i) 受領者は当該開示要求について開示者にただちに書面で通知し、かつ、(ii) 要求される範囲でのみ秘密情報を開示するものとします。開示者から請求された場合、または本契約が解約された場合、受領者はすべての秘密情報およびそれに関する一切の写し、メモ、要約または抜粋を返却するか、またはこれらを破棄した旨を証明するものとします。各当事者は、自身の秘密情報におけるあらゆる権利、権原および権益を留保します。両当事者は、受領者による秘密保持義務違反は開示者に対して法に基づく救済では不十分な回復不能な損害を与える可能性があることを了解するものとします。従って、本契約のいずれかの条項またはすべての条項に対する違反の恐れまたは実際の違反が生じた場合、法に基づいて利用できるあらゆる救済に加えて、開示者はあらゆる法的手続において差止請求、その他衡平法に基づく救済を求める権利を有するものとします。

6. お客様の権利

(a) **所有権** シマンテック情報に基づく発明、意匠、知的財産またはその他の派生物は、シマンテックに帰属し、シマンテックの独占的財産になります(以下、「**シマンテック派生物**」)。お客様情報(以下に定義されます)に基づく発明、意匠、知的財産またはその他の派生物は、お客様に帰属し、お客様の独占的財産になります(以下、「**お客様派生物**」)。

(b) **既存の創作物** サービスの履行に使用されたか、書面であるかその他の形態によるかを問わず、サービス構成要素、ソフトウェア、アプライアンス、手順、コード、テンプレート、ツール、ポリシー、記録、調査報告書、ノウハウ、データその他の知的財産(これらの派生物を含みます)に含まれた、シマンテックまたはそのライセンサーの既存の専有情報または秘密情報はシマンテックおよびそのライセンサーの独占的財産(以下、総称して「**シマンテック情報**」)にとどまります。お客様の専有情報および秘密情報を含む(ただしこれに限定されません)、お客様の既存の情報は、お客様からシマンテックに提供されたとしても、お客様またはそのライセンサーの独占的財産(以下、「**お客様情報**」)にとどまります。本契約の目的において、シマンテック情報およびお客様情報は、秘密情報と見なされます。

(c) **留保** お客様は、シマンテックが同様のサービスをほかの顧客にも提供しており、本契約のいずれの規定もシマンテックがかかる事業を継続することを妨げるものと解釈されないことを了解するものとします。お客様は、シマンテックが実質的に類似するサービスを自身の単独の裁量で開発、使用、販売、頒布およびライセンスできることを了解するものとします。前文に拘わらず、シマンテックは、お客様の秘密情報を含むサービスを販売または頒布しないことに同意します。

(d) **ライセンス許諾** 適用される料金をお客様にお支払い頂く対価として、シマンテックはお客様に対し、本契約に従って、かつ、お客様の社内事業目的のためにのみ、以下を参照し、使用するための限定的、非独占的、譲渡不能のライセンスを許諾します。すなわち、(i) シマンテック情報(当該情報がサービスを利用するために必要であるか、サービス構成要素に組み込まれている程度に限り)および(ii) サービス構成要素の提供目的であるサービスにのみ関連して、お客様の制御下のシステム上で使用するための、シマンテックが提供した形式におけるサービス構成要素。

(e) **ライセンス制限** お客様は、シマンテック情報を含む、シマンテックまたはそのライセンサーの知的財産権を侵害する行為はしないものとします。本契約または適用法によって明示的に許諾されている場合を除き、お客様は、シマンテック情報を複製、再許諾、販売、賃貸、リースその他頒布するか、または第三者によるシマンテック情報の直接的もしくは間接的な利用を許可しないものとします。お客様がシマンテック情報を改変、リバースエンジニアリング、逆アセンブル、逆コンパイルすること、その派生物を作成すること、およびシマンテック情報を使用した競合製品またはサービスを開発しようとすることを禁止します。上記に拘わらず、

上記のライセンス許諾は、適用されるサービス注文書の明記により、更に制限される場合があります。

7. 知的財産に関する補償

a) シマンテックは、サービスが第三者の知的財産権を侵害しているとの主張について、お客様を防御、免責してお客様に損害を与えないものとし、当該主張に起因して裁判所から裁定され、お客様が実際に支払ったか、和解においてシマンテックが合意した一切の損害賠償を支払うものとします。本項に基づくシマンテックの義務は、お客様が、当該請求について知ったときに直ちにこれをシマンテックに書面で通知すること、シマンテックが本項に基づく義務を遂行できるようにシマンテックにすべての合理的支援および情報を提供すること、シマンテックに防御および関連するあらゆる和解交渉における単独の支配権を付与すること、および当該請求についてすでに和解または解決していないことを条件とします。前述の定めにもかかわらず、お客様は、お客様の費用で、自己の弁護士を用いてそのような主張の防御に参加することができます。ただし、シマンテックは、訴訟についての単独の支配権を留保するものとします。お客様は、影響を受けたサービスの使用を中止するか本契約に基づいて免責される金額を支払う義務を除く、お客様に重大な悪影響を与える義務をお客様に終局的に課す和解を承諾する権利を有します。かかる承諾は、不合理に留保してはならないものとします。

b) サービスに権利侵害があることが判明した場合、または、シマンテックがその単独の見解において、サービスが権利侵害を犯している可能性が高いと判断した場合、シマンテックは、(i) お客様のために、サービスの使用を継続するための権利を取得するか、または(ii) 権利侵害がないようにするべくサービスを変更するか、実質的に同等の機能を有する権利侵害のない等価物と代替するものとし、この場合、お客様には、権利侵害を犯しているバージョンのサービスの使用を停止して頂きます。また、シマンテックがその単独の見解において(i) および/または(ii) が商業的に合理的でないと判断する場合には、(iii) 当該サービスに関して本契約に基づくお客様の権利およびシマンテックの義務を終了させて、関連するサービスに対して支払われた料金をお客様に返金します。

c) 上記に拘わらず、シマンテックは侵害が次の事項に基づく程度において、侵害請求に対する責任を一切負わないものとします。すなわち、(i) シマンテックによる以外のサービスの変更、(ii) サービスと結合することがシマンテックにより明示的に許諾されていない製品との、サービスの結合、使用または作動、(iii) 本契約に準拠しないサービスの使用、または(iv) シマンテックが権利侵害のない、修正または代替のサービスをお客様に無償で供給したか、供給を申し出た以降の、権利侵害のあるサービスのお客様による継続使用。本第 7 項は、第三者の知的財産権の侵害または不正利用について、お客様の唯一かつ排他的な救済手段およびシマンテックの唯一かつ排他的な責任を規定するものです。

8. 責任の制限

(a) 本契約のいかなる規定も以下を排除または制限しません。(i) 各当事者の過失により生じた死亡または人身被害に関する当該当事者の責任、(ii) 一方当事者がそれに依拠したことが証明できる他方当事者による欺罔的な契約締結前の不実表示、または(iii) その他法によって排除することができない責任。第 8(b)項の制限に服することを条件として、責任の制限は以下には適用されません。(i) 第 7 項に基づいて終局的に裁定されたシマンテックの損害賠償支払義務、(ii) 第 5 項(秘密保持義務)の違反から生じた各当事者の責任、または(iii) 本契約もしくは該当するサービス注文書に基づいて許諾された使用範囲に関するお客様の違反。

(b) 請求の法的根拠の如何に拘わらず、いずれの当事者も、あらゆる種類の付随的、結果的、特別、懲罰的または間接的な損

害、損失または費用について、ならびに利益の損失、収益の損失、利用の喪失、事業の中断、またはデータの損失もしくは破壊（これらに制限されません）については、たとえかかる損害の可能性を事前に通知されていた場合であっても、一切責任を負わないものとします。上記の秘密保持義務の違反または知的財産の免責義務に起因する責任を除き、かつ、請求の法的根拠の如何に拘わらず、本契約に基づく各当事者の最大責任は、当該請求の原因となったサービスに対して支払ったか支払うべき料金を超えないものとします。本契約のいかなる内容も、法により除外または制限が許されない責任について、当事者の責任を除外または制限するものではありません。

(c) お客様は、本契約に含まれている危険の負担は料金に反映されていることに合意し、シマンテックが責任を負わない損失に関する負担または回復に関しては自身で手配した保険に依拠するものとします。

9. 準拠法、輸出 a) 本契約およびすべてのサービス注文書は、日本国の実体法に準拠し、これに従って解釈され、両当事者は東京地方裁判所の専属管轄に属することに合意します。かかる法の適用は、国際物品売買契約に関する国際連合条約およびその修正条項を除外し、また抵触法の原則は適用されません。b) サービスおよびサービス構成要素（付随資料を含みます）は、米国輸出管理規則（EAR）の対象となる規制対象技術または技術データ（以下、総称して「規制対象技術」）を含む場合があります。米国内法に反する転用は禁止されています。お客様は、米国EARを含むあらゆる関連法、および規制対象技術の輸出元である国の法律に準拠することに合意するものとします。すべての規制対象技術は、キューバ、北朝鮮、イラン、シリアおよびスーダンに対して、ならびに関連する通商禁止もしくは制裁の対象国もしくはその国民に対して、または関連する規制団体リストに基づいて輸出免許が必要な事業体もしくは人物に対して、事前に許可を取得することなく輸出または再輸出することが禁止されています。また、お客様は、化学、生物もしくは核兵器、またはかかる兵器を搭載可能なミサイル、無人飛行機、宇宙輸送機に関連して、規制対象技術を使用するか使用を許可しないことに同意するものとします。

10. データプライバシー 本契約に基づいてサービスを提供するために、シマンテックはお客様に対し、特定の個人情報（業務上の連絡担当者名、業務上の電話番号、業務上の電子メールアドレスなど）の提供を求めます。お客様は、シマンテックが世界的企業であり、こうした個人情報がシマンテックの関連会社、取引先および下請業者により、お客様が所在する国よりも法によるデータ保護が薄い国を含む全世界規模でアクセス可能となる場合があることを認めるものとします。このような個人情報を提供することにより、お客様はシマンテックが上記の目的でこの情報を世界規模で利用、転送および処理することに同意するものとします。個人情報の使用に関する質問について、お客様は、Symantec Corporation - Privacy Lead, 350 Ellis Street, PO Box 7011, Mountain View, CA 94043, U.S.A. 電話： 650-527-

8000 電子メール：privacy@symantec.com に連絡することができます。

11. 雑則 (a)シマンテックは独立請負人であり、お客様の従業員または代理人とは見なされません。(b)本契約締結後の本契約に対する変更はすべて両当事者の授権代表者が適宜記名・押印をした書面でおこなうものとし、それ以外は無効とします。適用されるサービス注文書と合わせて、本契約の条項は本契約の主題に関する両当事者間における完全かつ排他的な合意であり、かかる主題に関する両当事者間の過去または現在の口頭または書面による一切の合意、提案、約束、表明その他の連絡に優先するものとします。お客様が発行する購入注文、注文書、承諾書または確認書その他の文書に本契約に矛盾するか追加的な条件がある場合、たとえ当該文書が記名・押印の上返信されたとしても、本契約が優先します。(c)シマンテックはサービスの履行を第三者に下請に出す権利を有します。ただし、シマンテックは本契約およびサービス注文書に基づく契約上の義務については、継続して責任を負うものとします。(d)通知はすべて書面で行い、受領当事者の現在の事業上の連絡担当者宛てとし（分かる場合は、受領当事者の法務部長/法務部をccに指定）、本契約に記載された受領当事者の住所、またはいずれかの当事者が書面で更新した住所に送付するものとします。通知は受領の時点から有効となり、(i)宅配便業者により直接交付された場合は、交付されたとき、(ii)第1種郵便またはこれに相当する現地の郵便で郵送された場合は、適切な住所に宛てて投函されてから5営業日後に受領されたものと見なされます。(e)お客様は、契約、法その他の作用によるか否かに拘わらず、シマンテックの書面による事前の同意を得ずに、本契約に基づいて付与された権利、本契約の一部または全部を譲渡してはならないものとします。かかる同意は、不合理に留保または遅延されないものとします。(f)本契約の当事者を除くいかなる者も、本契約に明示的に規定されている場合を除き、本契約のいかなる条項も強制する権利を有しません。(g)各当事者は、予見できない状況または当該当事者の合理的制御の及ばない理由（戦争、ストライキ、暴動、犯罪、自然災害、原料の不足を含みますが、これに限定されません）により義務またはサービスの全部または一部の履行を妨げられている期間および程度において、支払義務を除く履行義務を免除されます。(h)本契約のいずれかの条項の一部または全部が違法または強制不能と判断された場合、当該条項は許容される最大限度で実施され、このほかの条項の合法性および強制可能性は完全に有効であるままとします。本契約の違反または不履行に対する権利放棄は、その後の違反または不履行に対するその他の権利の放棄とはなりません。(i)本契約の満了または解約後も効力を維持することが意図された条項（秘密保持、知的財産の使用の制限、責任の制限、保証および損害賠償の放棄、適用法、ならびに解約前に発生したお客様の支払義務を含みますが、これらに限定されません）は、本契約の満了または解除後も効力を維持するものとします。